

平成28年 / 月 28日

## 海外販路開拓支援事業

### 支援対象商品選定審査会審査結果報告

株式会社共生エアテクノ  
代表取締役 松林宏治様

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
国際化支援室長 須崎 数正

標記審査会におきまして、貴社申込の商品を審査した結果を下記のとおりご報告申し上げます。

#### < 審査結果 >

商品名: 「ハイブリッドスクラバー デオミスト型」 は、

海外販路開拓支援事業の

支援対象商品 となりました。

#### < 注意事項 >

- ①取引成約における具体的な商談（価格設定・取引条件等）には、海外販路ナビゲータは関与致しません。あくまでも通常の商取引として当事者間の責任で行なって頂きます。
- ②以下に該当するものは、支援期間の途中であっても支援を終了します。
  - ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業でなくなった場合。
  - ・ 都内に主たる事業所を有する（本社若しくは支店登記がされている）中小企業でなくなった場合。
  - ・ 違法行為などの公序良俗に反する行為が確認された場合。
  - ・ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合。
  - ・ 公社の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合。
  - ・ その他、公社が支援活動が困難と判断した場合。